

開発許可申請手続に必要な書類 チェックシート

(記載されている書類以外についても、別途指示することがあります。)

○ 原本

△ コピー

※左端の番号は「都市計画法に基づく開発許可制度の手引」第2編第5章第4節開発許可申請に必要な書類・図面の作成要領に一致しています。

			正	副	控
□1	開発行為許可申請書 開発申請者実印押印・捺印(委任状添付の場合) 委任する場合は委任状(委任者は開発者、受任者は設計者。復代理も可)添付 印鑑証明書(委任日前3箇月以内)添付	許可日から 日以内・着手日から 日以内	○	○	△
			○	△	△
			○	△	△
□2	(設計者の資格が必要な場合)設計者の資格に関する申告書 ※京都市に登録あれば不要 卒業証明書・資格証明書・実務経験証明書ほか必要書類添付		○	△	△
			△	△	△
□3	設計説明書3-1(設計の方針等) 設計説明書3-2(公共施設等の整備計画) 設計説明書3-3(公共施設の管理者等に関する書類)		○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
□ 4,5,6	公共施設の管理者同意書(法第32条同意)及び協議書(法第32条協議) ・認定道路・里道・市有水路 … 道路河川管理課 ・農業用水路 … 農林振興室 ・公園 … みどり政策推進室 ・一級河川 … 京都土木事務所等 ・消防 … 警防課 ・砂防河川 … 京都土木事務所等 ・下水道 … 各管路管理センター ・上水道 … 各営業所 事前協議各関係課の回答の整理一覧表		△	○	△
			△	○	△
			△	○	△
			△	○	△
			△	○	△
			△	○	△
□7	他の法律、条令による許可書等の写し 私道接続同意書・通行同意書(位置指定道路等に接続する場合) 京都市水路等管理条例第9条許可 … 農林振興室又は各農(林)業振興センター、 道路河川管理課(申請・協議は各土木みどり事務所) 水利権がある場合 … 各土地改良区等 土地区画整理法第76条許可 … 各区画整理事業担当課 生産緑地解除の確認、都市計画法第53条許可 … 都市計画課 文化財保護事前指導済証又は証明書 … 文化財保護課		△	△	△
			○	△	△
			△	○	△
			△	○	△
			△	○	△
			△	△	△
			△	△	△
□8	開発区域の土地又はその土地にある工作物に関する調書 担当権者等(乙区)の記入要		○	△	△
□9	土地及び建物の全部事項証明書(開発区域の土地又はその土地にある工作物)、隣接地の土地の全部事項証明書(許可申請日前3箇月以内)		○	△	△
□10	土地所有者等の同意書 実印押印 担当権者等(乙区)の同意書要 印鑑証明書(同意日前3箇月以内。ただし、許可申請日前1年以内に限る。)添付		○	△	△
			○	△	△
□11	隣接する土地に関する調書		○	△	△
□12	承諾書 認印でいい 承諾が取れない場合は理由書を添付		○	△	△
□13	資金計画書 ※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。) 預金残高証明書 融資証明書		○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
□14	開発許可申請者の資力及び信用に関する申告書 ※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。) 直近の納税証明書(納税額は納期未到来分含めて記入)添付 法人税(法人以外は所得税)…各税務署発行 (法人)府民税…各府税事務所発行 (法人)市民税・固定資産税…市区役所発行 申請者が宅地建物取引業者の場合…宅地建物取引業者免許証の写し添付 法人の場合…法人履歴事項全部証明書(許可申請日前3箇月以内)		○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
			△	△	△
			○	△	△
			○	△	△
□15	暴力団員等に該当しない旨の誓約書		○	△	△
□16	工事施行者の能力に関する申告書(納税証明書不要) ※自己の居住用又は1ha未満の自己の業務用の開発行為の場合不要 (宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を要するものを除く。) 法人の場合…法人現在事項全部証明書(許可申請日前3箇月以内) 建設業法による許可通知書の写し添付		○	△	△
			○	△	△
			△	△	△
□	計算書 土量計算書 構造物設計計算書及び安定計算書 流量計算書		○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
			○	△	△
□	現況写真 開発区域を朱線で示す。撮影場所記載		○	○	○
□	Z折又は図面袋 A4サイズ 表に図面内容目次記載		○	○	○